

事業名：国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業

令和5年11月24日に再公告した入札説明書等に関する
第1回質問に対する回答

令和5年12月12日

北陸地方整備局

国道116号美咲町・新光町電線共同溝PF事業【再公告】入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	入札公告	17	2	(4)	②(ア)	工事企業の競争参加資格要件	「全面通行止め」とは自動車両、自転車等の軽車両、歩行者等全ての道路利用者を通行止めとするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札公告	17	2	(4)	②(ア)	工事企業の競争参加資格要件	「電線共同溝」とは地中化による無電柱化の方式の一つですが、「電線共同溝」方式以外の自治体管路方式、単独地中化方式、要請者負担方式による無電柱化工事も施工実績に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	3	第2章	3	(3)	事業場所	当初入札公告時の延長2.92kmから再入札公告時の延長1.16kmと減少しておりますが、事業開始後に延長が変更になることはありますでしょうか	現地取り合わせ等により、やむを得ず変更する必要がある場合を除き、延長の変更はありません。
4	入札説明書	3	第2章	3	(7)	事業期間等	ア「本事業の事業期間は、北陸地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和29年3月31日までの約23年間を予定する」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合は、事業期間を前倒しするようご検討お願い致します。	事業の終了日は変更しません。
5	入札説明書	5	第3章	1	カ	応募者の構成	「業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない」とありますが、工事企業を2者で構成し、その2者がJVを組成する場合、以下についてご教示願います。 ①資本関係または人的関係において関連のある2者によるJV組成が可能か。 ②第一次審査資料はJVではなく個社としての申請でよいか。 ③②が可の場合、第二次審査資料提出までにJV協定書等の提示が必要か。 ④事業者選定された場合、基本協定書に記載する構成企業（工事企業）はJV名となるか、それとも個社となるか。 ⑤特定JVとすることは、可能でしょうか	①については、経常建設共同企業体（経常JV）としての参加は可能です。 ②については、第一次審査資料は個社としての申請でよいが、経常JVとして申請を予定していることを申請書類に明記すること。 ③については、開札時まで提出をお願いします。 ④については、JV名となります。 ⑤については、不可です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
6	入札説明書	9	第3章	4	イ(ア)	工事企業の競争参加資格要件	<p>工事企業及びその配置予定技術者に求める要件として、「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績を有すること」とありますが、コリンズ以外で実績を証明しようとする場合に、通行規制（全面通行止めを除く）に関しては道路使用許可の提出で認められるかご教示願います。また、道路使用許可でも証明しきれない場合においては、当該工事の発注者が証明し、それを書面で提出することでも認められるかもあわせてご教示願います。</p>	<p>道路使用許可証により「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績」を確認できる場合は、当該の道路使用許可証を提出することもできます。</p> <p>また、ご指摘のように、上記の道路使用許可証で「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績」の確認ができない場合には、当該工事の発注者が「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績」を証明した書面を提出することも認めます。</p>
7	入札説明書	15	第4章	4	(1)	賃上げの実施に関する評価	<p>ア「なお、応募グループが加点を受けるには各構成員による表明が必要」とありますが、構成企業のうち1社のみが表明している場合等にも一定の加点は、あるのでしょうか。</p>	<p>全ての構成企業が賃上げ表明をした場合に加点します。</p>
8	入札説明書	21	第5章	3	(2)	第二次審査	<p>ヒアリングの出席人数の制限はありますでしょうか。</p> <p>ヒアリングは第二次審査提出書類を説明することになると考えていますが、別途説明用資料を用意することができますでしょうか。</p>	<p>前段については、第二次審査提出書類を提出された応募者（応募グループの場合は代表企業）に対し、令和6年2月9日に、ヒアリングに出席できる対象者、人数を通知します。</p> <p>後段については、提出された第二次審査提出書類以外を用いた説明は不可とします。</p>
9	添付1 事業契約書 (案)	10	第2章	第23条	4	事業費の確定	<p>「数量の増減が著しく「工事費合意書」の記載事項に影響があると認められる場合」との記載について、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しておりますでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>数量が大幅に変動する場合を想定しています。</p> <p>具体的には、発注者と協議して決定します。</p>
10	添付1 事業契約書 (案)	24	第4章	第59条	-	本施設の引渡し	<p>「事業者は、前条に定める完成通知書を受領した後、（中略）、要求水準書に定める入線及び抜柱に係る使用並びに発注者による部分使用を除き、本施設を未使用の状態に成果物とともに発注者に引き渡す。」と記載のとおり、本事業では引渡前に入線が可能であると認識しております。入線開始日から引渡完了までの期間の管路については、工事企業資産であると認識しておりますが、入線に伴う管路利用に係る2次占用料の納付先は貴局である、と理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>引渡前に入線に係る道路占用料は、部分使用手続を行った上で、国が徴収します。</p>
11	添付1 事業契約書 (案)	27	第6章	第75条	-	施設整備費の支払	<p>「令和13年4月1日以降「事業期間」にわたり、年1回、全22回、各「事業年度」の末日（ただし、初回は令和14年3月31日とする。）から15日以内に、「発注者」に対し「施設整備費」の支払いを請求することができる。」とありますが、当初の入札公告から再入札公告では事業区間と事業期間が減少しておりますが、全22回ではなく全16回でしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>入札説明書 添付1「事業契約書（案）【再公告】」を訂正します。</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
12	添付1 事業契約書 (案)	27	第6章	第75条	-	施設整備費の支払	令和13年3月に施設の引渡しが予定されているにもかかわらず、初回の請求は、1年後の「各「事業年度」の末日（ただし、初回は令和14年3月31日とする。）から15日以内」となっていますが、初回の請求を1年早め、全17回払いとできないでしょうか。	本PFI事業は、維持管理業務も含めてサービスの対価として割賦払いを行うものであり、施設整備費だけ先行して別に支払うものではありません。
13	添付2 要求水準書	5	第1章	13	(2)	本施設の概要	要求水準書(案)では、「※2 連系設備について、設計・工事は民間事業者が行い、管理は占有業者が行うこととする。」となっていました。本要求水準書では、「※2 連系設備について、設計・工事は事業者が行い、管理は占有業者が行うこととする。」となっています。 再度確認ですが、「引込管及び連系管・連系設備」については、以下の理解で宜しいでしょうか。 ①本事業の対象 ②設計も工事も占有業者に委託することができる ③委託費の支払いは事業者が占有業者に行う ④委託費は設計変更の対象。	①については、引込管及び連系管が対象です。 ②については、引込管及び連系管の設計、工事は占有業者に委託することができます。連系設備の設計、工事は電柱所有者へ依頼するものとします。 ③については、ご理解のとおりです。 ④については、発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします
14	添付2 要求水準書	5	第1章	13	(2)	本施設の概要※2	『連系設備について、設計・工事は事業者が行い、管理は占有業者が行うこととする。』とありますが民地・官地の用地使用折衝は占有業者が行うとの理解でよろしいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
15	添付2 要求水準書	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧対象施設	『電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする』とありますが歩道内の植栽、電柱、架空線は対象となるかご教示下さい。	支障となる場合は対象となります。
16	添付2 要求水準書	11	第2章	3	(1)	試掘調査	「試掘実施箇所は、1箇所あたり（1.0m×2.5m×1.5m）で、10箇所（既存埋設物移設想定箇所）を想定している。」と記載があります。入札説明書添付10 見積参考資料78頁）試掘の1式当たり数量においては、舗装破砕となっており、歩車道の区別がありません。既存埋設物移設想定箇所：10箇所は、既設舗装厚及び仮舗装厚ともに復旧舗装構成と考えてよろしいかご教示願います。	舗装版破砕積込は、歩道と車道の合計数量を計上しています。 試掘後の復旧舗装構成については、既設舗装厚及び仮設舗装厚ともに、入札説明書 添付2「要求水準書【再公告】」56頁の道路復旧舗装構成図における仮復旧の舗装構成とします。
17	添付2 要求水準書	11	第2章	3	(1)	試掘調査	ア 試掘実施箇所10箇所について、「現地調査の結果、これによりがたい場合は、協議のうえ変更契約の対象とする」とありますが、非開削探査を併用し合理的と判断された費用については非開削探査費用含めて設計変更対象という認識で宜しいでしょうか。	発注者と協議のうえ、非開削探査を実施することになった場合は設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
18	添付2 要求水準書	12	第2章	3	(2)	地質調査	調査位置、調査内容の根拠が不明につき、情報開示は可能でしょうか。φ86の主旨、必要性など確認させて頂けるでしょうか。 また、仮に擁壁設計で設計変更が生じた場合、地質調査の目的や内容も変更は可能でしょうか。	調査位置などについては、貸与する「R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」にて確認ができます。 φ86ボーリングの主旨は、土質・土壌試験のための試料採取です。 擁壁設計に変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ設計変更の対象とします。
19	添付2 要求水準書	14	第2章	4	(1)エ	①、②	『①届出対象区域内にある既設電柱を活用した連系設備等の設置はしない。』『②届出対象区域内に新たに電柱は設置しない。』とありますが民地内の電柱であっても対象となるかご教示下さい。	届出対象区域とは、道路の区域外の工作物について、工作物が倒壊した際の道路閉塞を防止する観点から設けられた制度で、本事業箇所指定されている届出対象区域には、国道116号の沿道民地及び取付道路が含まれます。なお、電線管理者が管理・所有する電柱（連系設備等を設置する電柱を含む）は、民地であっても、届出対象区域には、建柱しないよう、設計願います。 なお、令和5年7月3日現在の届出対象区域については、次の国交省HPにて確認してください。 https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_23.html
20	添付2 要求水準書	14	第2章	4	(3)	設計条件の整理	電力用管路材については角型FEP管が採用されていますが、他工事で特殊部妻壁部において管路相互間のピッチをとることにより首折れが発生し、品質不良が多数発生しております。対応策として特殊部妻壁部のピッチの見直しが必要と考えますが、電線管理者の理解が得られなかった場合は他種管の採用も可能との理解でよろしいでしょうか。	低コスト手法の活用をふまえた管材を検討し、発注者と協議のうえ設計変更の対象とします。
21	添付2 要求水準書	15	第2章	4	(3)	電線共同溝	「将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること」とありますが、将来の道路計画とは具体的に何を指しているのかが分からず、対応方針が不明です。何らか目標となる整備方針、道路計画の開示は可能でしょうか。	特定の計画を示しているものではありません。 一般的に、対象路線の現況とともに道路計画を把握したうえで設計・工事を行うものと考えています。
22	添付2 要求水準書	15	第2章	4	(3)	電線共同溝	スケジュール表の対象は現行の設計数量に対するもの、でよいでしょうか。 擁壁工事は未定につき、スケジュールには反映しないのでよいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、入札説明書および添付資料を再度熟読願います。 なお、擁壁工につきましても設計数量に計上していますので、事業スケジュール表に反映してください。
23	添付2 要求水準書	15	第2章	4	(3)	電線共同溝	提供される詳細設計のCADデータは3次元データでしょうか。 現況測量成果は三次元点群データでしょうか。	既存の成果は、いずれも2次元データです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
24	添付2 要求水準書	15	第2章	4	(3)ウ	電線共同溝	『連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。』とありますが電柱の地先地主等への了解は管路占用者が行うとの理解でよろしいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
25	添付2 要求水準書	16	第2章	4	(5)	一般構造物（擁壁工）	「設計にあたっては、「R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」の一般構造物予備設計を基に擁壁工に関する詳細設計を実施すること」とありますが、現地状況や沿道建物への影響、土質調査結果を踏まえ、擁壁構造の変更見直しの必要があるように見受けられます。 擁壁構造の見直し、設計変更については、協議によって可能と考えてよいでしょうか。	詳細設計において、発注者と協議のうえ、設計変更することは可能です。
26	添付2 要求水準書	16	第2章	4	(5)	一般構造物（擁壁工）	擁壁設計及び工事について 本路線の擁壁は、無電柱化整備のための引込連系など必要な箇所を対象に実施されるものであって、既存擁壁自体の老朽化、健全性を問うものではなく、全面的な改修は不要、という理解でよろしいでしょうか。	詳細設計を実施のうえ、発注者と協議願います。
27	添付2 要求水準書	16	第2章	5	(4)	家屋調査	弊社は、補償コンサルタント登録がなく、本項のア、イの参加資格を満たしません。家屋調査、補償コンサルタント業務については、別の構成企業さまで対応可能という理解でよろしいでしょうか。	家屋調査を実施する者は、入札説明書 添付2「要求水準書【再公告】」に記載されている要件を満たす者としてします。 なお、本PFI事業の競争参加資格要件において、家屋調査を実施する者に求める資格要件は必須ではありません。
28	添付2 要求水準書	21	第3章	1	(8)	設計変更等	遠隔地からの労働者確保及び建設資材調達が必要となった場合、それに要する間接工事費については設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	遠隔地からの労働者及び建設資材の調達は想定していませんが、労働者の広域的な確保、遠隔地からの安定的な資材確保が必要と認められる場合は、発注者と協議のうえ、設計の対象とします。
29	添付2 要求水準書	24	第3章	1	(18)	法定外の労災保険の付保	「事業者は法定外の労災保険に付さなければならない」とありますが、ここで言う事業者とは工事業務を実施する企業のことを指しており、代表企業（事業者）が工事企業でない場合は付保不要でしょうか。 また、下請け企業を含めて事業者が付保する必要がありますかご教示願います。	前段については、入札説明書 添付2「要求水準書【再公告】」に記載のとおり『工事業務を行う事業者は法定外の労災保険に付さなければならない』としています。 後段について、下請企業においても、元請から直接請負った契約額に対する法定外労災保険は必要となるところです。
30	添付2 要求水準書	24	第3章	1	(18)	法定外の労災保険の付保	「事業者は法定外の労災保険に付さなければならない」とありますが、「労災総合保険」でなくとも、同様の趣旨の商品であれば良いでしょうか。	同様の趣旨である保険であれば良いです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
31	添付2 要求水準書	24	第3章	1	(18)	法定外の労災保険の付保	「事業者は法定外の労災保険に付さなければならない」とあるが、「事業者等が付す保険等」には記載がありません。保険付保は必須でしょうか。	必須です。
32	添付2 要求水準書	26	第3章	4	(1) ア	施工条件	既設土留改修部で、民地駐車場が多くあります、施工する為には駐車場の一部を借用する必要がありますが、現場付近において代替の駐車場の確保は、設計変更の対象となりますか。	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
33	添付2 要求水準書	26	第3章	4	(1) ア	施工条件	工事区域沿線に商店や病院等ありますが、既設土留改修において民地借用・出入口を移動（仮設）等において、営業補償を要求された場合、設計変更の対象となりますか。	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
34	添付2 要求水準書	26	第3章	4	(1) ア	施工条件	既設土留改修で、「メディカルビル県庁前」がありますが出入口が既設土留と一体となっており、工事をする場合、ビルの一部を撤去することになりますが、民地側の復旧等、出入口を構造的にどう復旧するか民地折衝は設計変更の対象となりますか。	詳細設計において、既設土留の改修が不要・不適合と思われる場所については、適宜、発注者と協議願います。改修に伴う工事費用は、設計変更の対象とします。なお、地元との工事内容に係る各種調整に要する費用は、変更しません。
35	添付2 要求水準書	26	第3章	4	(1) ア	施工条件	既設土留改修における交通規制について、矢板建込み時の大型クレーン設置のため、上り線2車線を規制し、下り線2車線の1車線ずつで対面通行とする規制が必要と考えますが、許可頂けますか。また設計変更の対象となりますか。	具体的な施工計画が立案された後、発注者及び警察等関係機関との協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
36	添付2 要求水準書	26	第3章	4	(1) ア	施工条件	R側（上り線）において、水道（φ700・200）・ガス（φ200）・下水（φ250）の移設が必要となりますが、この移設期間がどの程度かかるのかで、大きく工程が変わります。移設自体可能であるか、また移設期間をどの程度に想定したら良いかご教示願います	詳細設計において、令和13年3月に工事完成・引渡ができるよう、かつ、経済性などを考慮して、支障移設を実施しない又は必要最小限となるような最適な設計を検討ください。なお、事業工程についても、提案事項となりますので、回答いたしかねます。
37	添付2 要求水準書	26	第3章	4	(1)ア	(ア) 用地関係	『工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は事業者の責任において処理しなければならない。』とありますが費用についても事業者が負担をしなければならないかご教示下さい。	特に指示しない限り、ご指摘のとおり費用についても、事業者が負担することを基本とします。ただし施工する構造物が近接するなど、やむをえず民地借上げが生じる場合は発注者と協議願います。
38	添付2 要求水準書	28	第3章	4	(3) ウ（ア）	構造物一般	電力系特殊部の接地工は本事業対象外と理解していますが、事業者が実施しない接地工事に対する接地抵抗測定記録表を、北陸地方整備局の承諾を受け、電線管理者へ提出する必要があるのかご教示願います。	事業者が実施しない接地工事に対する接地抵抗測定記録表の電線管理者へ提出の必要はありません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
39	添付2 要求水準書	33	第3章	4	(13)	ア プレキャストボックス（特殊部）	『本工事のうち、プレキャストボックス（土留型特殊部B1～B13、蓋含む）の設置に要する費用とこれに付属する部材（鉄蓋調整リング）の材料費等及びこれらに係る、土留・仮締切工及び開削土工の費用について当初計上していない』とありますが【見積参考資料等】に記載がありますので要求水準書の誤りとの理解でよろしいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。 入札説明書 添付2「要求水準書【再公告】」を訂正します。
40	添付2 要求水準書	33	第3章	4	(14)	交差点照明設備	「ア交差点照明柱基礎位置について交通管理者および北陸地方整備局立合のうえ決定するものとし、現地状況等により基礎の形状が変わる場合は協議するものとし、契約変更の対象とする。」書いてありますが見積参考資料に項目がありませんが予定価格算定には含まれていないとの理解でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
41	添付2 要求水準書	41	第3章	4	(35)	その他	本PFI事業の工事業務につきましては工事・実績情報データベースであるコリンズへの登録ができるようですが、設計業務及び各種調整業務等につきましてはテクリスへの登録について言及がございません。 同データベースのテクリスへの登録（可能となった時点での遡及登録含む）ができるようにご検討願います。 テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、事業参画者のモチベーションを高める効果もあると考ます。	ご意見として承ります。
42	添付2 要求水準書	43	第3章	5	(4)	地元に対する工事説明会	既設土留改修は、地先住民の理解が必須となります。地先住民が土留改修に対して、反対や工事許可を頂けない場合、どのように対応したら良いでしょうか。	詳細設計において、既設土留の改修が不要・不適格と思われる場所については、適宜、発注者と協議願います。改修に伴う工事費用は、設計変更の対象とします。なお、既設土留の改修が必要な場合は、地域住民等関係者の理解や工事内容に対する同意を得るために、受注した事業者は、最大限の努力をするものとします。 また、ご質問の状況を自らで解決する方法は、調整業務に関する提案事項のため、回答いたしかねます。
43	添付2 要求水準書	43	第3章	5	(4)	地元に対する工事説明会	既設土留改修で、民地折衝は難航が予想されますが、「工事業者では話にならない」・「発注者としか話はしない」という例が多くありますが、たとえば3者会談等（住民・発注者・事業者）が必要と考えますが可能でしょうか。	質問No.42の回答のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
44	添付2 要求水準書	43	第3章	5	(4)	地元に対する工事説明会	既設土留改修について、地先住民への工事説明・工事理解・工事許可等はどのタイミングで必要ですか。（設計完了段階・施工段階など）	事業工程に関するため、回答いたしかねます。 なお、事業が円滑に進むよう適時適切に実施いただくよう、提案願います。
45	添付2 要求水準書	43	第3章	5	(4)	地元に対する工事説明会	既設土留について、過去の整備経緯を地先住民より問われた場合、事業者では返答できないと考えますが、どのように対応すべきかご教示ください。	そのような場合は、適宜、発注者に事実確認の上、地域住民へ説明願います。
46	添付2 要求水準書	-	第3章	-	-	成果品の納品	工事成績表について、この物件については工事が完了した後に「北陸整備局」から工事成績表が評価されるのでしょうか。	北陸地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施しますが、本PFI事業においては工事成績の評定は実施しません。
47	添付2 要求水準書	49	第5章	4	(2)	業務期間	「維持管理業務に係る調整業務は、事業者が北陸地方整備局に電線共同溝を引渡した日より、2年後までとする。」とありますが、引渡し後3年目以降の、「施設の点検・補修等に係る調整」や「占用事業者等の台帳閲覧申請」、「電線共同溝の入溝に関する事務」は全て事業対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	添付3 事業者が付す保険等	1	第1章	1	(3)	各保険共通 「付保条件」	補償額について指定の無い部分は、事業者が任意に設定するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	添付3 事業者が付す保険等	1 2	第1章	1 2	(3) (3)	付保条件	履行保証保険、土木工事保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）まで契約として宜しいでしょうか。	土木工事の事業期間に応じ、契約してください。
50	添付3 事業者が付す保険等	1 2	第1章	1 2	(3) (3)	付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの認識で宜しいでしょうか。（なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています）	付保条件を満たすことが確認できれば改めて加入する必要はありません。
51	添付3 事業者が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「土木工事保険」について『雪災』危険を担保する場合、免責を設定することは可能でしょうか。また、免責額についてご要望はありますでしょうか。	事業者の提案によるものと考えています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
52	添付3 事業者が付す保 険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「土木工事保険」について、 「保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む。）とする。」とあ りますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が 加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いてお ります。 支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 ≪限度額（例）≫ 保険金額：1事故限度額5,000万円（期間中限度額1億円）	保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む）としてくだ さい。 支払限度額の設定は可能とします。
53	添付3 事業者が付す保 険等	2	第2章	-	(1)	第三者賠償責任 保険	維持管理業務の履行に係る保険の「第三者賠償責任保険」は、発注 者側の予定価格において、どの費用に含まれているかご教示願いま す。	一般管理費等に含まれます。
54	添付5 事業費の算定及 び支払い方法	1	第1章	1	(1) イ	割賦手数料	本事業で国側が想定しているスプレッドについて開示をお願いします 。また、その設定根拠についても、開示をお願いします。	スプレッドについては、応募者の提案によるものとしてお り、開示いたしません。
55	添付5 事業費の算定及 び支払い方法	1	第1章	1	(1) イ	割賦手数料	民間金融機関から資金調達が可能となるスプレッドの設定をお願い します。 当該事業では、基準金利確定日以降（～事業完了まで約20年）は 「原則として割賦手数料の見直しを行わない。」こととなっています が、我が国の国債金利（20年もの）は、過去30年の推移で5.5% ～0%と大きく変動しています。 一方、民間の金融機関から資金調達する場合、長期でも10年毎に 融資金利を見直すことが一般的であり、20年固定の融資は極めて 稀であり、その場合の金利は極めて高い利率が設定されます。 これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッ ドの設定をお願いします。	入札説明書 添付5「事業費の算定及び支払い方法【再公 告】」に記載のとおり、スプレッドは、応募者の提案により ます。また、資金調達方法も提案事項となるため、回答いた しかねます。 なお、本PFI事業は、締結日から令和29年3月31日 までの約23年間を事業期間とし、基準金利確定日は、令和 13年3月31日の本施設引渡予定日の2銀行営業日前の日 としております。よって、実施方針にも記載がありますが、 基準金利確定日までの金利変動リスクは国が負い、基準金利 確定後16年間の金利変動リスクは、事業者が負うこととし ています。 よって、ご指摘の『国債金利（20年もの）』や『過去30年 の推移』などは、再公告前の内容を踏まえた指摘と考えられ ますので、再公告の内容を熟読願います。 また、スプレッドは「利ざや」であり、基準金利に含まれ る要素をスプレッドにも含めるような二重計上がないよう に、適切に検討ください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
56	添付5 事業費の算定及び支払い方法	2	第1章	2	-	事業費の内訳	本事業で国側が想定している建中金利率の利率について開示をお願いします。 また、その設定根拠についても、開示をお願いします。	建中金利率につきましては、提案事項のため、回答いたしかねます。
57	添付5 事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1)	施設整備費	ア「施設費（割賦原価）は、令和13年4月1日以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額が均等になるよう、年1回、全16回に分けて支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間（7年）を要望します。7年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	事業の終了日は変更しません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
58	添付5 事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1) イ (イ)	基準金利	<p>基準金利の見直しをお願いします。</p> <p>当該事業では「基準金利は、本施設の引渡予定日に確定し、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。」となっておりますが、「基準金利は、本施設の引渡予定日に確定し、以降は定期または適宜割賦手数料の見直しを行う。」への見直しをお願いします。</p> <p>案1) 施設引渡日以降、3～5年毎に基準金利を見直す。 案2) 基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す。</p> <p>我が国の国債金利（20年もの）は、過去30年の推移で5.5%～0%と大きく変動していますし、米国債金利はここ3年で約5倍（1%→5.2%）に上昇しているなか、日本も米国に追随し上昇する可能性が十分に考えられます。</p> <p>仮に当該事業の施設整備費（割賦元本）_____の場合、調達金利が1%増加することで割賦手数料は約2億円増加し、2%場合約4億円の増加分を事業者は負担することとなります。</p> <p>逆に、調達金利が低下した場合、発注者は過剰に支出することになります。</p> <p>PFI事業の目的にひとつであります「官と民が応分にリスクを負担する」の観点からも、割賦手数料の基準金利の見直しをお願いします。</p>	質問No.55の回答のとおりです。



No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
59	添付5 事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	技術提案により引渡日を前倒した場合は、整備期間を短縮した分だけ維持管理期間が延伸されるとの理解ですが、延伸した維持管理期間に事業者が負担した費用については、維持管理費として全16回の支払いに加算されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
60	添付5 事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	「維持管理業務開始日が令和13年4月1日以前となった場合も、第1回目の支払い時期は変更しない」とありますが、引渡し後は前倒し期間分の割賦での支払いがされません。支払いがない期間に実施した維持管理費は割賦手数料の元本と考える理解で宜しいでしょうか。	維持管理費は、施設費（割賦原価）には含めることができません。 引渡が早まり維持管理業務の開始日を前倒した場合の、前倒しされた期間における維持管理業務については、令和13年度に実施した維持管理業務と合わせて会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の規定に基づく検査を行い、維持管理業務の対価を支払うこととします。 よって、維持管理業務の開始が早まっても、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の規定に基づく最初の検査時期は変更しないため、割賦手数料は発生いたしません。
61	添付5 事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	「原則として各回同額を支払うものとする。」とありますが、維持管理業務のうち、点検・補修や台帳整備業務は毎年実施する業務ではなく、事業年度毎に実施内容が異なります。同額支払いが原則となると支払い額が収入額を上回り単年度で赤字が発生することが想定されますが、前年度末までに次年度分を確定するなどして事業年度毎の検査対象部分の支払いを原則とする手法へ変更は、可能でしょうか。	入札説明書 添付5「事業費の算定及び支払方法【再公告】」第2章の記載のとおりです。
62	添付5 事業費の算定及び支払い方法	4	第3章	(2)	-	設計業務完了時	「なお、工事費のうち整備工事等費※に関しては工事費合意書に基づき事業費を確定する」とありますが、事業契約書の金額変更も行うようにお願いします。	事業契約書 第23条（事業費の確定）に基づきます。
63	添付6 事業者選定基準	3	第5章	1	(3)	総合評価	提案書については、「北陸整備局」の一般競争入札のように、特別契約書として実施評価はされるのでしょうか。	事業提案書は、事業契約後、履行義務が生じます。 なお、提案内容に関する追加費用は、提案した応募者（応募グループ）が負担するものとします。
64	添付8 様式集及び記載要領	5		4	(2) ア(イ)	競争参加資格確認申請時の提出書類	当初の入札公告ではXIで業務実績及び有資格者を証明できる書類を添付することになっていましたが、再入札公告では各様式の後ろに添付すればよいと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
65	添付8 様式集及び記載 要領	14	様式2-3	-	-	参加資格要件	管理技術者の配置、実績について 「エ 上記イの実績として挙げた業務が国土交通省～の業務のうち、・・・企業成績評価点が60点以上であること。」とありますが、国交省委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	添付8 様式集及び記載 要領	22	様式2-7	-	-	配置予定の管理 技術者の資格・ 工事監理業務の 実績等	配置予定の管理技術者の資格・工事管理業務の実績等「参加資格要件」ウに「上記ア及びイについて確認出来る書類を添付すること。」と記載がありますが、イ発注者支援業務の実績を確認出来る資料として、事業者が発行する業務経歴書、若しくは、国又は地方公共団体から委託され、委託した工事を工事監督する業務」において、工事請負会社との契約資料等で個人名が確認できれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	添付8 様式集及び記載 要領	26	様式2-10	-	-	IV	第一次審査資料に伴う添付資料について、会社定款の原本証明は、当該企業の代表者によって原本であることを証明する文面と印で認められるかご教示願います。またそれが不可の場合、証明するための例をご教示願います。	当該企業の代表者による原本証明で構いません。
68	添付8 様式集及び記載 要領	26	様式2-10	-	-	VII及びVIII	第一次審査資料に伴う添付資料について、VII（法人税納税証明書）及びVIII（消費税納税証明書）については、「納税証明書その1」のみを提出し、それらの未納がないことを証明することでよいかご教示願います。	「納税証明書その3の3」の提出をお願いします。
69	添付8 様式集及び記載 要領	27	様式2-11 ①	-	-	見積提出依頼書	6.その他「見積により採用した歩掛等については、見積参考資料として周知します。」とありますが、周知する時期について具体的に教示願います。事業費算出に係るため、可能な限り早期の周知をお願いします。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日（令和6年1月17日）に、北陸地方整備局ホームページへの掲載により公表する予定です。
70	添付8 様式集及び記載 要領	51	様式B-4⑤ -I	-	-	事業費内訳	工事業務における間接工事費は、現場環境改善費、共通仮設費（率分・積上げ）、現場管理費、一般管理費に分けて計上が必要と思いますが、どのように記載すればよろしいかご教授下さい。	現場環境改善費、共通仮設費（率分・積上げ）、現場管理費は、その合計額を様式B-4⑤-Iの「II工事業務」の「1.整備工事業務」の欄にある「1-3 間接工事費」に記載してください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
71	添付9 入札時積算数量 図面書	41	-	-	-	-	工事監理については、「設計業務等標準積算基準書」設計業務に基づき、その他原価・一般管理費を算出するという理解で宜しいでしょうか。 なお、各調整マネジメント業務・維持管理業務についても同様です。	ご理解のとおりです。
72	添付9 入札時積算数量 図面書	48~106	-	-	-	参考図	添付されています参考図以外で予定価格算定上使用されて、公表可能な図面等ありましたらご提示願います。	ありません。
73	添付9 入札時積算数量 図面書	62	-	-	-	特殊部横断図 上り線 B(2)	既存の施設（主に大口径上水道）が移設となった場合には、工程に大きく影響が出ますが、工期変更はペナルティーにはならないでしょうか	質問No.36の回答のとおりです。 なお、引渡が遅延した場合の対応、措置については、入札説明書 添付1「事業契約書（案）【再公告】」に記載のとおりです。
74	添付9 入札時積算数量 図面書	62	-	-	-	特殊部横断図 上り線 B(2)	公告の参考図、16/60に示しているように、Φ700の水道管が移設となった場合は、提案書に記載した工程が大幅に変更になる場合がありますがその場合のペナルティーはありますか	質問No.36、及びNo.73の回答のとおりです。
75	添付9 入札時積算数量 図面書	-	-	-	-	全体	間口の仮橋が必要な場合は、設計変更の対象となりますか	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
76	添付9 入札時積算数量 図面書	-	-	-	-	全体	用地境界杭が不明及び損失している箇所は、用地確定の実施測量は設計変更の対象となりますか	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
77	添付9 入札時積算数量 図面書	-	-	-	-	全体	現道と民地に高低差がある箇所において、現在は渡棧橋のように各商業施設等は設置しておりますが、その出入りを確保するのに仮橋等が必要と感がありますが、設計変更の対象となりますか	具体的な施工計画が立案された後、発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
78	添付9 入札時積算数量 図面書	-	-	-	-	全体	国道と交差する、市道・県道がありますが、これらの施設にもL型擁壁・土留型特殊部施工時及び完成時には影響が出ますがその影響範囲と工事範囲は設計変更の対象となりますか	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
79	添付10 見積参考資料	4	4	1	1)	-	「①プレキャストL型擁壁の割付一般図作成」について歩掛が示されていませんが、「様式集及び記載要領」P.25(別紙-1)業務内容・見積り条件 3-(1)設計業務には「プレキャストL型擁壁の割付一般図作成」にも含まれておりません。「P.25(別紙-1)業務内容・見積り条件」から漏れているのではないのでしょうか。提示する必要が無いとのことであれば、確認できる資料をご提供願います	「プレキャストL型擁壁の割付一般図作成」は、計上しません。 入札説明書 添付2「要求水準書【再公告】」を訂正します。
80	添付10 見積参考資料	14	-	-	-	プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工のL型擁壁【施工単価】には材料費が含まれているのでしょうか。	含みます。
81	添付10 見積参考資料	14	-	-	-	プレキャスト擁壁工	施工単価の公表している積算資料北陸版（新潟県）ではL型擁壁Lw-H2750-B1-L2000、Lw-H4500-B1-L2000、L型側溝La20-l=1000施工単価の記載がありませんが公表している単価の参考刊行物を公示して頂けないのでしょうか。	「著しい時間的制約」があるため、局特別調査（臨時調査）を実施していますが、施工単価であるため公表は行いません。
82	添付10 見積参考資料	14~16	-	-	-	プレキャスト擁壁工	「L型擁壁【施工単価】著しい時間的制約」とありますが施工単価は後日に公開となるのでしょうか。またこの時の著しい時間制限とはどのような意味でしょうか、ご教授願います。	施工単価の公表は行いません。 著しい時間制約については令和5年度 土木工事標準積算基準書（共通編）第1編第8章に記載の通りです。
83	添付10 見積参考資料	17~20	-	-	-	自由勾配側溝側溝蓋 歩車道境界ブロック	積算上で使用されています、自由勾配側溝、側溝蓋、歩車道境界ブロックの構造図・設計図等がありましたらご提示願います。	北陸地方整備局 標準設計の共通編及び道路編をご確認ください。 https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html
84	添付10 見積参考資料	20	-	-	-	縁石工	縁石工、歩車道境界ブロック【施工単価】には、材料費が含まれているのでしょうか。	含みます。
85	添付10 見積参考資料	20	-	-	-	縁石工	【施工単価】の歩掛があれば公表をお願いします。	施工単価の公表は行いません。
86	添付10 見積参考資料	20	-	-	-	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック【施工単価】著しい時間的制限とあります施工単価は後日に公開となるのでしょうか。またこの時の著しい時間制限とはどのような意味でしょうか、ご教授願います。	施工単価の公表は行いません。 著しい時間制約については令和5年度 土木工事標準積算基準書（共通編）第1編第8章に記載の通りです。
87	添付10 見積参考資料	21	-	-	-	区画線工	（施工単価）著しい時間的制約の割り増しは単価の14%と考えてよろしいのでしょうか。	著しい時間制約については令和5年度 土木工事標準積算基準書（共通編）第1編第8章に記載の通りです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
88	添付10 見積参考資料	23	-	-	-	構造物取壊し工	構造物取壊し工にて、コンクリート取壊し「無筋構造物・有筋構造物」がありますが、取り壊す構造物の図面・構造図等ありましたら提示願います。	提示可能な図面はありません。
89	添付10 見積参考資料	23	構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	取り壊しの対象は既設矢板擁壁の笠Conと理解してよろしいでしょうか。対象が笠Conであった場合、高所及び狭隘箇所での施工のため、仮設足場、人力施工が必要な場合設計変更での対応と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。 設計や工事に伴い、さらに取り壊しが発生する可能性があります。 施工条件に変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とします。
90	添付10 見積参考資料	24	構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	鋼材切断	既設矢板擁壁の「鋼材切断」はありますが引抜等の撤去費用の計上がないため、同費用は設計変更の対象と理解してよろしいかご教示願います。	発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
91	添付10 見積参考資料	25	構造物撤去工	運搬処理工	現場発生品運搬	鋼矢板	既設矢板擁壁はかなり老朽しているようですので、発生品運搬を行う前に清掃作業が必要と考えますが、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
92	添付10 見積参考資料	26	-	-	-	仮設工	見積参考資料P-26仮設工の交通誘導員は、著しい時間的制約を考慮しなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	添付10 見積参考資料	27他	電線共同溝	仮設工	土留・仮締切工(特殊部)	軽量鋼矢板	特殊部の仮設軽量鋼矢板設置・撤去に覆工板が計上されていないようです。 第三者通行のため路面覆工が必要となった場合は設計変更の対象との理解でよろしいかご教示願います。	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
94	添付10 見積参考資料	33~42	電線共同溝	仮設工	土留・仮締切工	鋼矢板	仮設鋼矢板IV型施工において、12mを超える鋼矢板が殆ど中には20mの物もあります。鋼矢板輸送、現場条件を考慮の結果、継施工が必要な場合は設計変更対象との理解でよろしいかご教示願います。	発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
95	添付10 見積参考資料	48	-	-	-	開削掘削	床掘りは、電線共同溝(C・C・BOX)の歩掛と考えるとよろしいかご教示願います。異なる場合は施工方法・条件等をご教示願います。また、掘削(機械掘削)において、埋設物輻輳区間等で人力掘削が発生した場合は、設計変更協議の対象となりますかご教示願います。	ご理解のとおりです。なお、人力掘削が発生した場合は、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
96	添付10 見積参考資料	49	-	-	-	埋め戻し工	見積参考資料P=49にある埋め戻し・締固め中埋砂に使用する資材は、(コンクリート用骨材 洗い 荒目)と考えてよろしいでしょうか。	使用する資材は川砂を想定します。
97	添付10 見積参考資料	49他	-	-	-	管路工 (管路部)	角型FEPφ50、75、100、130について積算上、1本当たりの有効長は5.25mと考えてよろしいか、ご教示願います。	角型FEP管の有効長については、φ50及びφ70で5.19m/本、φ100及びφ130で5.18m/本を想定しています。
98	添付10 見積参考資料	50	-	-	-	埋設表示シート	規格について W=400 塩ビ製2倍長となっておりますが材質についてポリエチレンでしょうか。また水抜き穴有、無しの2種類ありますが予定価格算出時計上の規格をご教示願います。	材質はポリエチレンクロス、水抜き穴は有りを想定しています。
99	添付10 見積参考資料	51	-	-	-	埋設管路	管路材設置工 埋設管 ボディ管(φ150mm)設置(さや管含む)とありますがφ50φ30の計上がなされていないとの理解でよろしいでしょうか。計上の場合はさや管の径及び条数をご教示願います。	見積参考資料に記載の通り、さや管は別途計上としています。
100	添付10 見積参考資料	59	-	-	-	埋設管路 (連系設備)	【本工事内訳書】に記載の埋設管路(連系設備)に電柱への立上り(通信UC-PS管・電力SGP管等)に係る記載が無いので予定価格算出時には計上無しとの理解でよろしいでしょうか。また、実施の際は設計変更対象と考えてよろしいか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。なお、実施の可否については、発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
101	添付10 見積参考資料	60	-	-	-	共用FA分岐管 150×75	共用FA分岐管は材料費のみの計上と理解してよろしいかご教示願います。また、施工費用については設計変更対象と考えてよろしいかご教示願います。	分岐管の施工については、管路材設置手間に含まれるため材料のみ計上しています。
102	添付10 見積参考資料	60~74	-	-	-	立金物、自在型 立金物、横平 鋼、ケーブル仕分 金物	【立金物、自在型立金物、横平鋼、ケーブル仕分金物】には(材料費)記載がありませんので予定価格算出時には計上無しと考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
103	添付10 見積参考資料	63他	-	-	-	ロングベルマウス ダクトスリーブ	管類の材料費については記載がありますが【ロングベルマウス、ダクトスリーブ】これは材料費のみの計上でしょうか、材料費+取付費(設置手間)含むの計上でしょうかご教示願います。取付費を含む場合は、歩掛についてご教示願います。	取付費については管路材設置歩掛りに含まれるためロングベルマウス、ダクトスリーブ等は材料費のみ計上しています。
104	添付10 見積参考資料	75	-	-	-	建設機械運搬費	クレーン運搬費を計上してないようですが計上しない理由をご教授願います。	土木工事標準積算基準書1-2-②-11より、建設機械の自走による運搬は共通仮設費率に含まれています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
105	添付10 見積参考資料	75~77	共通仮設 費	共通仮 設費	運搬費	仮設材運搬費	矢板はすべて転用で計上しておりますが、その場合の小運搬を計上してないようです。計上をお願いできないでしょうか	鋼矢板の小運搬については当初見込んでいません。詳細については発注者と協議願います。
106	添付10 見積参考資料	76~77	-	-	-	運搬費	軽量鋼矢板、覆工板等の追加仮設材が発生し、賃料扱いとなった場合、運搬が自12月1日 至 3月31日の期間で、搬入・搬出時間が22~5時の場合は冬期割増、深夜・早朝割増の適用となりますでしょうかご教示願います。その場合は設計変更協議対象となりますかご教示願います。	本工事は昼間施工を想定しています。これにより難い状況が生じた場合は、発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
107	添付10 見積参考資料	78	(試掘調 査)	1.試掘 調査	1)	試掘	1) 試掘の1式当たり数量において、アスファルト殻処分費及び軽量鋼矢板(電線共同溝)の記載がありません。予定価格算出においては『殻運搬』の項目に処分費が含まれていると考えてよろしいか、土留めは1.5m未満で計上しない条件と考えてよろしいかご教示願います。	試掘のアスファルト殻処分費については工事で計上しています。(入札説明書 添付10「見積参考資料【再公告】」78頁) なお、土留めについては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づきます。今回、掘削深さは1.5mを超えない想定ですので、土留めは計上していませんが、現地状況によりこれにより難い場合は、発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
108	添付10 見積参考資料	78	(試掘調 査)	1.試掘 調査	1)	試掘 床掘り	1) 試掘の1式当たり数量の床掘り-規格欄の歩掛は機械掘削と考えます。試験掘りの床掘りを機械掘削から人力掘削歩掛へ、設計変更協議の対象となりますかご教示願います。	現地状況により人力掘削に変更が必要になった場合は、発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
109	添付10 見積参考資料	78	-	-	-	試掘 【舗装版撤去】	1) 試掘の1式当たり数量の舗装版破碎-規格欄の歩掛ですとバックホは山積み0.45m3と考えます。殻運搬の規格は【運搬(電線共同溝)】となっており、舗装版破碎においてバックホの機種が小型(BH0.28,BH0.11等)の場合は、舗装版破碎積込(電線共同溝)または、作業土工の舗装版破碎積込(小規模土工)の歩掛へ設計変更協議対象となりますかご教示願います。	舗装版破碎積込、床掘いずれも、バックホ山積0.28m3を計上しています。
110	添付10 見積参考資料	79	-	-	-	埋設物件事故防 止費	この項目の普通作業員は試掘に関係する人員数でしょうか	ご理解のとおりです。
111	添付10 見積参考資料	79	-	-	-	道路施設基本テ タ作成費	道路施設基本テタ作成費について参考事項にあります(技術員1.75人)の労務費は昼間単価で、週休2日補正率の1.05倍とされていると考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は昼夜間別と補正率についてご教示願います。	技術員の労務単価は昼間単価ですが、週休2日補正は対象外となります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
112	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	1	各種補正	各種補正の内容について、『施工時補正無しは冬期補正無し。』と記載がありますが、この地区は『3級地 1.4』との理解でよろしいでしょうか。	見積参考資料に記載のとおり、施工時期補正は無しです。
113	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	1	各種補正	1. 各種補正において、『ICT間接費補正』の条件は、『無し』の【共通仮設費率×1.00、一般管理費率×1.00】で予定価格を算定されていると考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
114	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	1 2	各種補正 その他	各種補正において、『損料年度は令和5年度、損料にかかる豪雪補正は豪雪補正10% (国土交通省)』、冬期労務割増は無し、日当たり作業量の補正は無し、アスファルト合材の小型車割増しは無し』の条件でよろしいかご教示願います。異なる場合は補正の有無、補正值についてご教示願います。	ご理解のとおりです。
115	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	2	その他	事務連絡 平成23年3月31日 「日当たり作業量の補正及び施工箇所が点在する工事の積算方法の試行の一部改正について」にあります。 1.日当たり作業量の補正の試行「土木工事標準歩掛において、日当たり作業量が設定されている工種において、道路維持工事等で、現場条件等により作業効率が低下するため、実態調査結果に基づき、日当たり作業量の補正を試行する。なお、日当たり作業量の補正係数は0.8とする。」は予定価格の算出にあたって本試行を適用されていますでしょうかご教示願います。 補正が適用されている場合は、見積参考資料の各要素(工種：舗装版切断、舗装版破碎、下層路盤、基層、中間層、表層、基礎碎石、切削オーバーレイ、排水構造物工)等について日当たり作業量補正を実施していることを判別できる資料を提供ください。また仮舗装にも適用されるかご教示願います。	適用していません。
116	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	2	その他	週休2日補正：4週8休以上の補正は要求水準書23・24頁 (16) 週休2日に取り組む工種 ク. に記載の補正率と同様と考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は補正率についてご教示願います。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
117	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	2	その他	本件の積算において、生コンクリート、アスファルト合材の小型車割増は適用されていますでしょうかご教示願います。	適用していません。
118	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	-	-	前払金支出割合区分は35%を超えるもの【一般管理費率×1.00】。契約保障に係る補正は金銭的保障を必要とする場合【一般管理費率+0.04%】。』と考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は区分・補正值についてご教示願います。	ご理解のとおりです。
119	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	-	-	道路施設基本データ作成費について参考事項にあります(技術員1.75人)の労務費は昼間単価で、週休2日補正率の1.05倍としてと考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は昼夜間別と補正率についてご教示願います。	質問No.111の回答のとおりです。
120	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	-	-	歩掛及び単価適用年月について入札月と記載されております。今後のスケジュールでは入札日が令和6年2月9日となっておりますが、歩掛及び単価適用年月は令和6年2月単価を反映し、予定価格の積算を実施するという条件となりますかご教示願います。	ご理解のとおりです。
121	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	-	-	本件の補正で『施工時期補正はなし』になっておりますが、工期補正等は計上していただけないでしょうか。	見積参考資料に記載のとおり、施工時期補正は無しです。
122	添付10 見積参考資料	81	見積参考資料(別紙)	-	-	-	予定価格算出においては【冬季労務割増】【時間的制約を著しく受ける】の計上はされていないと考えてよろしいかご教示願います。	冬季労務割増は計上していません。時間的制約については、見積参考資料(別紙)を参照ください。
123	添付10 見積参考資料	90~91	見積参考資料(別紙)	-	6	局特別調査(臨時調査)材料	4. 局特別調査(臨時調査)材料以外に見積単価を採用されている品目(材料)がありましたら、全てご教示願います。また見積を採用されている場合、何社見積の平均・安値別についてもご教示願います。査定率がある場合はその率についてもご教示願います。	ありません。
124	添付10 見積参考資料	91	見積参考資料(別紙)	-	6	局特別調査(臨時調査)材料	『材料単価を提示した見積参考資料(別紙)を電子データにて交付』とありますが、この材料等も価額高騰により、単品スライドの対象となるでしょうか。	入札説明書添付5「事業費の算定及び支払い方法【再公告】」の第4章2.(1)改定方法に基づきます。
125	添付10 見積参考資料	-	-	-	-	全体	土留型特殊部とL型擁壁工事を行うにあたり、大型クレーンが必要となり終日交通規制が必要と考えますが、委任信号機は設計変更の対象となりますか	発注者及び警察と協議のうえ、委任信号機による交通処理が総合的に最適と判断される場合は、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
126	添付10 見積参考資料	-	-	-	-	-	9月8日の公告の時点では、記載されていたポーリングの数量が再公告の見積参考資料に記載がありませんでしたが、施工しないという事でしょうか？ それとも設計変更の対象になるのでしょうか？	入札説明書 添付2「要求水準書【再公告】」をご確認ください。
127	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	本件の積算に使用している労務単価は「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用してしていると考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
128	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	積算に使用されている建設機械等損料表の適用年度は、令和5年度版でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
129	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	本件の積算にて使用されている積算準拠図書及び適用年度版は土木工事標準積算基準書、令和5年度版でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
130	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	本件の積算に使用されている歩掛区分/適用年度は一般土木-令和5年度(2023年度)、経費区分/適用年度は一般土木(国土交通省)-令和5年度(2023年度)、でよろしいか、ご教示願います。異なる場合は区分と年度についてご教示願います。	見積参考資料のとおり、主たる工種はC・C・BOX工事を適用し、予定価格の算出にあたっては令和5年度版国土交通省土木工事標準積算基準書を適用しています。
131	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	本件の積算に使用している 整備局単価・市販単価・地域単価の適用地区・採用年月・二誌平均・安値別・単価採用優先順位についてご教示願います。	土木工事標準積算基準書に基づき単価を決定しています。また、適用地区及び採用年月については見積参考資料(別紙)のとおりです。なお、単価適用年月については令和6年2月です。
132	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	共通仮設費の算定において、土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「直接工事費内の対象外費用」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。
133	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	現場管理費の算定において土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「現場管理費対象控除額」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
134	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	一般管理費の算定において土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「一般管理費対象控除額」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。
135	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	「本事業は、設計・工事を一連で行うので、試掘調査は設計の中で計上する。工事積算を行い、工事原価を経費区分：諸経費非対象で計上する。」とありますが、「以下内訳を記す」 1) 試掘,2)埋設物件事故防止費、3) 交通管理費の1式当たり数量を単独工事（工種：C・C・BOX工事）として工事積算を行い、一般管理費対象外の工事金額を数量総括表9頁の設計-試掘調査一式（摘要欄諸経費非対象）欄へ計上し、設計項目ではさらに諸経費非対称にすると考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は試掘調査、直接業務費、間接業務費、諸経費、業務価格の関連性及び計上方法についてご教示願います。	試掘調査は工事積算の中で計上することとしています。
136	添付10 見積参考資料 (設計)	-	-	-	-	-	当該工事で賃料計上されている機械については全て、長期割引とされているとの解釈でよろしいかご教示願います。異なる場合は、長期割引なしを採用している工種・歩掛をご教示願います。	ご理解のとおりです。